

# 除染等費用の東京電力への求償

特措法に基づき講ぜられる措置に係る費用は特措法第44条の規定に基づき東京電力に支払義務がある環境省ではこれまでに17回に分けて約1兆4812億円の請求を順次行い約1兆270億円が応諾されている(2017年2月28日現在)

残りについては東京電力において証憑書類等の確認に時間を要している等の理由により同時点で未払いとなっている

【参考】放射性物質汚染対処特措法の規定

第44条 事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、…関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする

2 関係原子力事業者は前項の措置に要する費用について請求又は求償があったときは速やかに支払うよう努めなければならない

## 支払額の内訳

	(億円)	
	支払額	求償額
①除染	9,962	12,885
	(77%)	
うち、国直轄除染	5,590	6,646
	(84%)	
うち、市町村除染	4,371	6,239
	(70%)	
②中間貯蔵	163	247
	(66%)	
③汚染廃棄物処理	146	1,680
	(9%)	
総額	10,270	14,812
	(69%)	

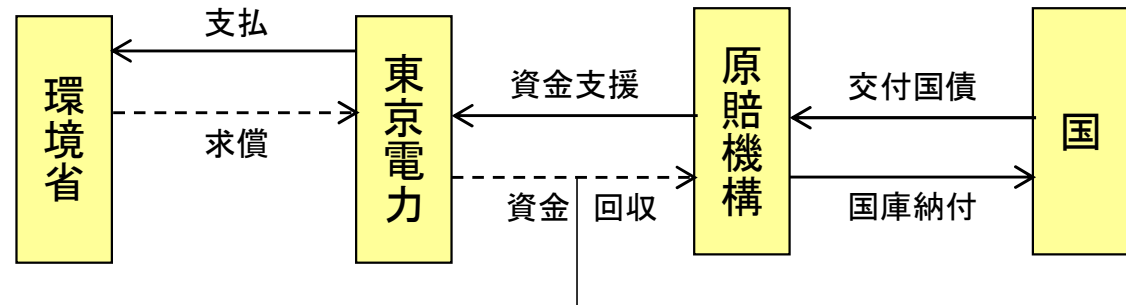
※上記の他に内閣府等求償分がある。

※支払額には支払予定額(応諾額)を含む。

※この他、2月末に約619億円(うち、国直轄除染約128億円、市町村除染約395億円、中間貯蔵約93億円、汚染廃棄物処理約4億円)を求償済。

## 【参考】東京電力への支援スキーム

東京電力において必要となる資金繰りは、原子力損害賠償支援機構法に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構への交付国債の交付・償還により支援されている



2016年12月の閣議決定「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」によれば

①除染・汚染廃棄物処理費用相当分は原賠機構保有の東電株式売却益により回収

②中間貯蔵施設費用相当分はエネルギー特会から原賠機構に交付する資金により回収するものとされている

# 除染の事業規模

- 2017年度までに約2兆9000億円の予算を計上し除染を実施
- これまでに約1650万 $m^3$ （うち福島県内で約1600万 $m^3$ ）（推計）の土壌や廃棄物を除去

※国直轄除染（2018年1月末時点）、市町村除染（2017年9月末時点）のそれぞれの推計値の合計

- 除染事業で得られた経験、知見、教訓を記録として残すため「除染事業誌」作成

## 国直轄除染

- ・ 総作業員数 延べ約1360万人

※ 2018年1月末現在

- ・ 予算 約1兆5千億円

※ 2017年度までの環境省計上分（不用額を除く）

- ・ 除去土壌等発生量 約900万 $m^3$

※ 2018年1月末現在。推計

- ・ 仮置場からの搬出済量 約170万 $m^3$

（中間貯蔵施設約25万 $m^3$ 、減容化施設約145万 $m^3$ ）

※ 2018年1月末現在。推計

## 市町村除染（福島県外を含む）

- ・ 総作業員数 延べ約1800万人以上

※ 2017年11月末現在。関係自治体へのヒアリングにより推計

- ・ 予算 約1兆4千億円

（福島県内約1兆3千億円、福島県外約500億円）

※ 2017年度までの環境省計上分（不用額を除く）

- ・ 除去土壌等発生量 約750万 $m^3$

（福島県内約700万 $m^3$ 、福島県外約50万 $m^3$ ）

※ 2017年9月末現在。推計

- ・ 仮置場等からの搬出済量 約130万 $m^3$

（中間貯蔵施設約30万 $m^3$ 、減容化施設約100万 $m^3$ ）

※ 2017年9月末現在。推計

※袋単位で把握されているものは「1袋=1 $m^3$ 」

トン単位で把握されている可燃物は「0.2トン=1 $m^3$ 」とそれぞれ換算

# 通常の公共事業と異なる点

	通常の公共工事	除染等工事
調査・計画 測量・設計	数年～数十年 (詳細設計)	<b>数ヶ月～2年 (概算発注)</b> (除染同意・仮置場借地を含む)
住民説明	基本的には歓迎される	謝罪からスタート
工事着手	原則として用地買収後	除染同意・仮置場借地のみ <b>(所有権は地権者のままで同意取得100%は困難)</b> 【参考：同意取得率】 田村市:98% (322/328)、川内村:95% (344/361) 檜葉町:97% (3,124/3,227)、大熊町:94% (319/339)
工事発注	国庫債務負担行為	<b>単年度発注</b> <b>(当初2年での除染を約束も工事の進捗が予測困難)</b>
工事中	一般住民の立ち入り等は想定されない	一般住民が日中立ち入り、 <b>工事実施中に様々な要望</b>
	工事現場近くに居住し、夜間工事もあり得る 工事現場は1～数カ所	遠方からの通勤で日中のみの工事 工事現場は最大市町村全域
	作業員は大規模なダムでも500名程度の土木技術者	<b>作業員は最大3000～4000名程度</b> <b>土木工事未経験者が工事</b>
	構造物の段階的検査が可能	構造物は仮置場のみ (随時、施工状況の確認が必要)
	工程管理が比較的容易	<b>工事過程で様々な予測しない事態</b>
線量管理	被ばく線量管理が不要	被ばく線量管理が必要

# 中間貯蔵施設



# 中間貯蔵施設とは

- 福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生
- 現時点でこれらの最終処分する方法を明らかにすることは困難
- 最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備が必要

福島県内で発生した以下のものを中間貯蔵施設に貯蔵する

1. 仮置場等に保管されている除染に伴う土壌や廃棄物(落葉・枝等)

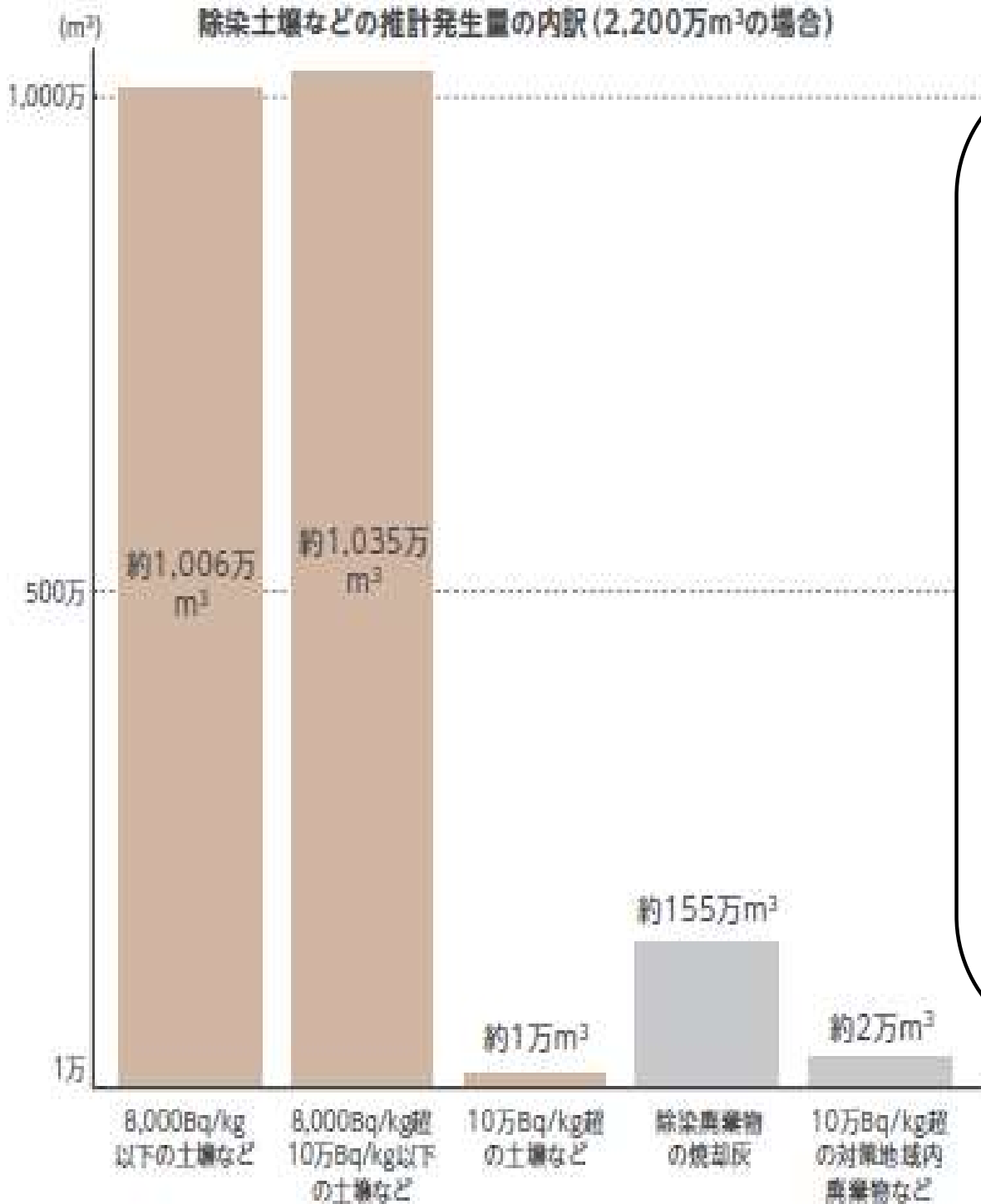


※可燃物は、原則として焼却し、焼却灰を貯蔵する

2. 10万Bq/kgを超える放射能濃度の焼却灰等

注) 10万Bq/kg以下の放射能濃度の焼却灰等は、富岡町の民間管理型処分場(フクシマエコテッククリーンセンター)において最終処分する方針

# 中間貯蔵施設の貯蔵量



福島県内の除染土壌などの発生量は、減容化（焼却）後で推計約**1600万**～約**2200万**m<sup>3</sup>

※中間貯蔵施設の検討に当たり上記のほか現時点で推計困難な分野の貯蔵も考慮

# 中間貯蔵施設建設

## < 中間貯蔵施設 >

- 福島県内で除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生

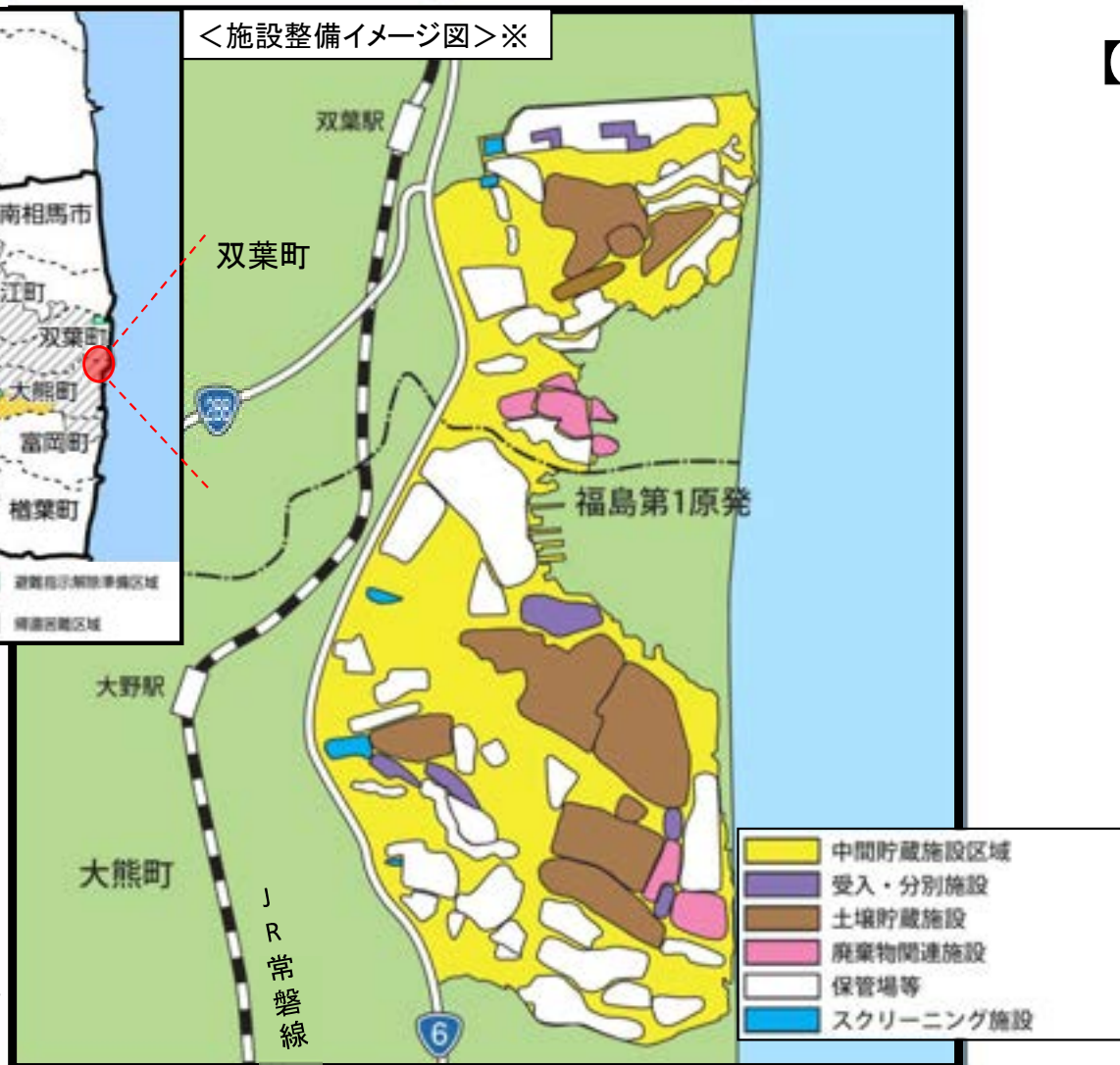
※約1600万～約2200万<sup>m</sup> (焼却後)と推計(2013年7月時点の除染実施計画等に基づく推計値)

- 最終処分までの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備が必要
- 施設では、福島県内の除染に伴い発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰などを貯蔵

< 位置図 >



< 施設整備イメージ図 > ※



※2017年11月時点で各施設の整備の想定範囲を示したものであり図中に示した範囲の中で地形や用地の取得状況を踏まえ一定のまとまりのある範囲で整備していくこととしています。また用地の取得状況や施設の整備状況に応じて変更の可能性があります。

## 【中間貯蔵施設事業の進め方】

用地取得

(受入・分別施設、土壌貯蔵施設等の)  
施設整備

(県内仮置場から中間貯蔵施設へ)  
輸送

(除去土壌、廃棄物等の)  
処理・貯蔵

# 中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」

2016年3月 公表

- 用地取得や施設整備に全力を尽くすことにより「復興・創生期間」の最終年である2020年度までに、500万～1250万m<sup>3</sup>程度の除染土壌等を搬入できる見通し。これにより
- ①少なくとも、身近な場所にある除染土壌等<sup>(注1)</sup>に相当する量の中間貯蔵施設への搬入を目指す

(注1) 住宅、学校などにおける現場保管量 約180万m<sup>3</sup> (2015年12月31日時点の実績値)

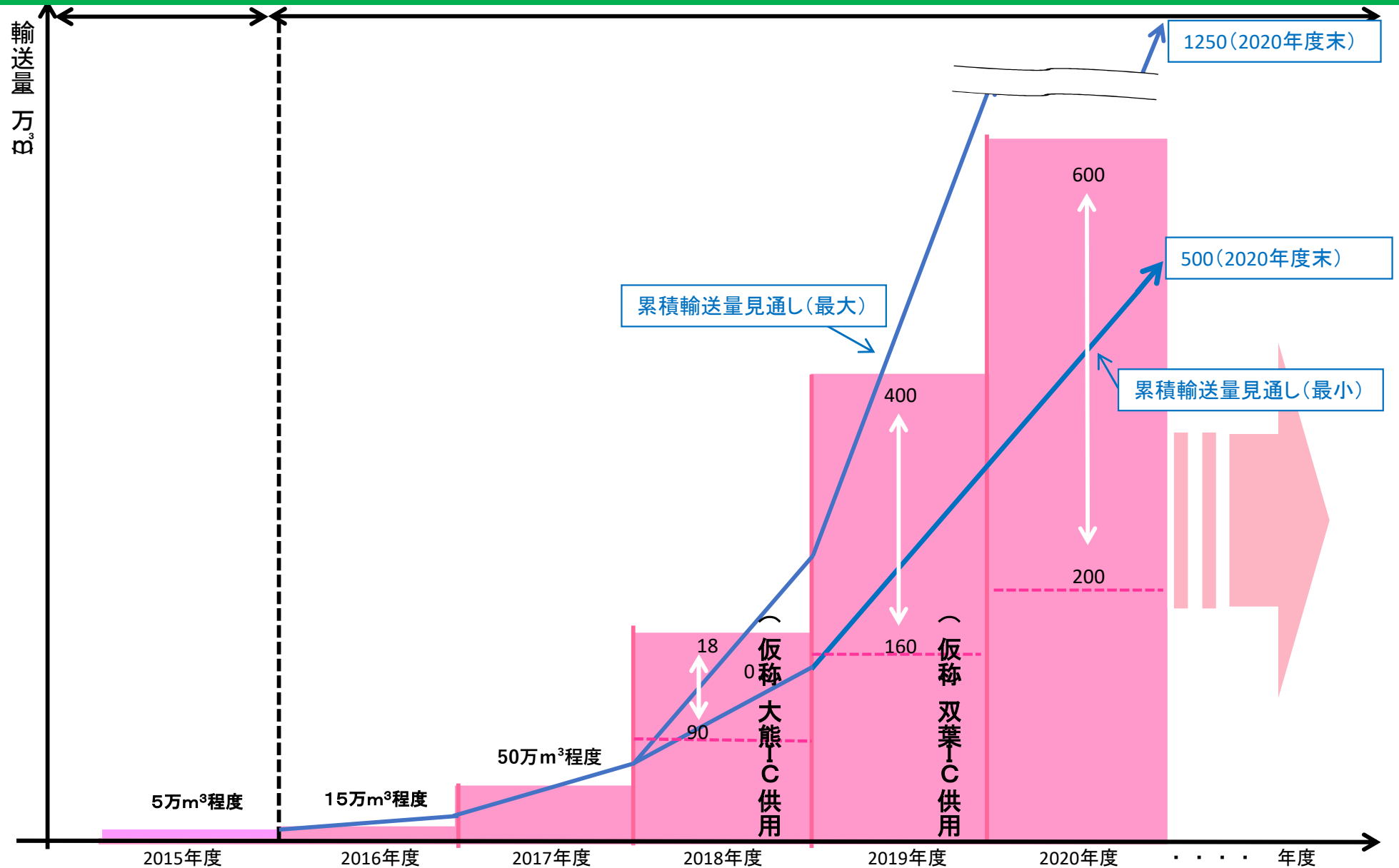
- ②さらに用地取得等を最大限進め、幹線道路沿いにある除染土壌等<sup>(注2)</sup>に相当する量の中間貯蔵施設への搬入を目指す

(注2) 高速道路沿道から500m/国道県道沿道から100m以内の仮置場の保管量:約300万～500万m<sup>3</sup> (推計値)

- ※ 実際にどの仮置場等から順番に搬出するかは各市町村の判断による
- ※ 本見通しは中間貯蔵事業の進捗状況を踏まえ必要に応じて随時見直しを行う



# 中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」のイメージ

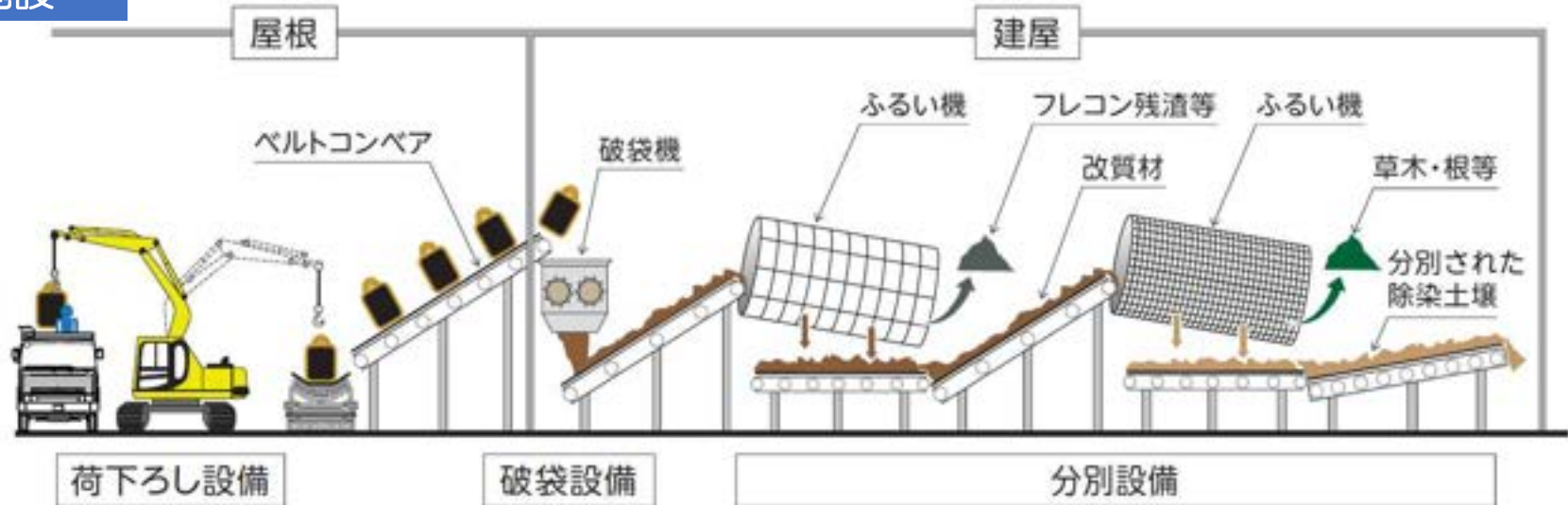


# 受入・分別施設、土壌貯蔵施設のイメージ

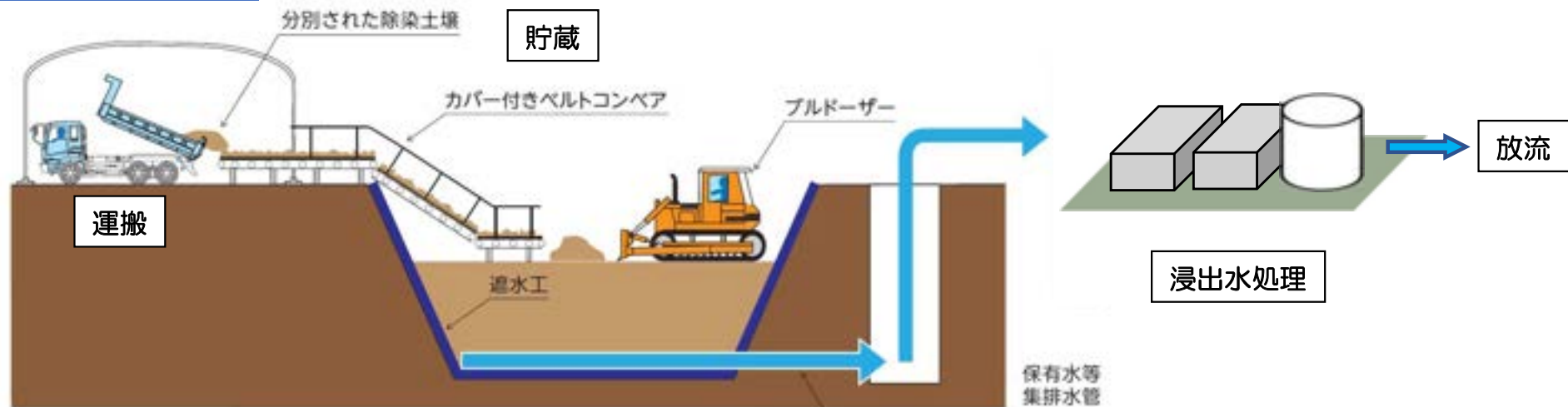
○ 2016年11月に大熊町・双葉町に受入・分別施設、土壌貯蔵施設を着工

○大熊工区では2017年10月、双葉工区では2017年12月より除去土壌の貯蔵開始

## 受入・分別施設



## 土壌貯蔵施設



# 中間貯蔵施設用地の状況について

2017年2月28日時点

全体面積 約1600ha	項目	全体面積内訳	全体面積に対する割合	登記記録人数 (2,360人)内訳
民有地 約1270ha	地権者連絡先 把握済み	約1190ha	約74%	約1720人
	調査確認 承諾済み	約1110ha	約69%	約1490人
	物件調査済み	約1070ha	約67%	約1430人
	契約済み	約336ha	約21%	719人
公有地等 約330ha	町有地	約165ha	約10.3%	
	国有地/県有地/ 無地番地の土地	約165ha	約10.3%	

# 中間貯蔵施設用地の状況について

2018年6月末時点

全体面積 約1600ha	項目	全体面積内訳	全体面積に対する割合	登記記録人数 (2,360人)内訳
民有地 約1270ha	地権者連絡先 把握済み	約1220ha	約76%	約1890人
	調査確認 承諾済み	約1170ha	約73%	約1660人
	物件調査済み	約1160ha	約73%	約1650人
	契約済み	約950ha	約59.4%	1512人
公有地等 約330ha	町有地	約165ha	約10.3%	
	国有地/県有地/ 無地番地の土地	約165ha	約10.3%	

【地権者】

土地所有者・建物所有者

登記記録 2360人 ※1

※1 建物以外の物件のみの所有者等の存在、相続の発生等もあるため、今後、地権者数は増減あり。

連絡先を把握している地権者 把握数 約1730人

●連絡先を把握している地権者の所有地の面積の合計は、約1520ha（うち、公有地（国、県、町等の所有地）等の面積は、約330ha）となっている。全体面積（約1600ha）に対して、約95%となっている。

連絡先を把握できていない地権者 約630人

戸籍、住民票情報等により、連絡先確認

個別訪問している方等 約1650人

建物等の物件調査についての協力要請

建物等の物件調査の承諾を得ている件数 約1490件

調査不要の案件

現地調査済 約1,440件

順次補償額を提示～説明を継続

物件調査結果に基づく補償金額の算定～補償額を提示～説明を継続

・死亡されている方： 約410人 → 詳細を確認  
・登記記録の所有者の記載が氏名のみ 約140人 → 対応策検討  
・登記名義人が戸籍に該当なし 約80人

郵送や電話連絡への応答がない方 約10人

●件数 719件 ※2 契約実績 ●面積 約336ha

注1 数値については概数であるため、合計と一致しない場合がある。

※2 土地売買：674件、地上権設定：45件。

# 地権者の状況について

2018年6月末時点

【地権者】

土地所有者・建物所有者

登記記録 2360人  
※1

※1 建物以外の物件のみの所有者等の存在、相続の発生等もあるため、今後、地権者数は増減あり。

連絡先を把握している地権者 現在の把握数 約1900人

●連絡先を把握している地権者の所有地の面積の合計は、約1550ha（うち、公有地（国、県、町等の所有地）等の面積は、約330ha）となっている。全体面積（約1600ha）に対して、約97%となっている。

連絡先を把握できていない地権者 約460人

戸籍、住民票情報等  
により、連絡先確認

個別訪問している方等 約1860人

建物等の物件調査についての協力要請

建物等の物件調査の承諾を得ている件数 約1660件

現地調査の実施

調査不要の案件

●補償額を提示～説明を継続

●物件調査結果に基づく補償金額算定～補償額を提示～説明を継続

○件数 1485件 ※2

契約実績

○面積 約922ha

・死亡されている方：約420人 → 詳細を確認  
・登記記録の所有者の記載が氏名のみ 約20人 → 対応策検討  
・登記名義人が戸籍に該当なし 約20人 → 対応策検討

（注）数値については概数であるため、合計と一致しない場合がある。

※2 土地売買：1379件、地上権設定：106件

## 中間貯蔵施設に係る経緯

時 期	内 容
2011年10月	中間貯蔵施設等の基本的考え方(ロードマップ)を策定公表
2013年12月	福島県及び大熊町・双葉町・楡葉町に対し、中間貯蔵施設の受入を要請
2014年9月	福島県知事から、中間貯蔵施設の建設受入れを容認する旨を国に伝達
12月～1月	大熊町及び双葉町が、中間貯蔵施設の建設受入れを容認
2015年2月25日	福島県知事・両町長から、搬入を受入れる旨伝達 福島県、大熊町・双葉町、環境省の間で、中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定を締結
3月13日	大熊町の仮置場から保管場へ搬入を開始
3月25日	双葉町の仮置場から保管場へ搬入を開始
2016年3月28日	43市町村からのパイロット輸送による搬入が完了
4月18日	2016年度の輸送開始
11月15日	土壌貯蔵施設等の着工

# ミスコミュニケーションを防ぐ10の方法

1. 話したことが結果になる 話すことが間違っていないか常に確認
2. 曖昧だといわれないう何を話すかよく考えてから話す  
そして適度に繰り返す
1. 何を話しているか分からなくなったら話すのをやめる
2. 伝えることに集中する 感動させることは無用 普通の言葉で
3. 一面トップ記事にしたくないようなことは話すな
4. 嘘をつかない
5. 約束する まちがいない 保証するなどは言わない
6. 「コメントは控える」とは言わない 隠してるように見える
7. 怒るな メディアと論争しても必ず負け 公にも負ける
8. 想像 憶測 仮定の話をするな 話すべきことが分からないときはわからないと言う

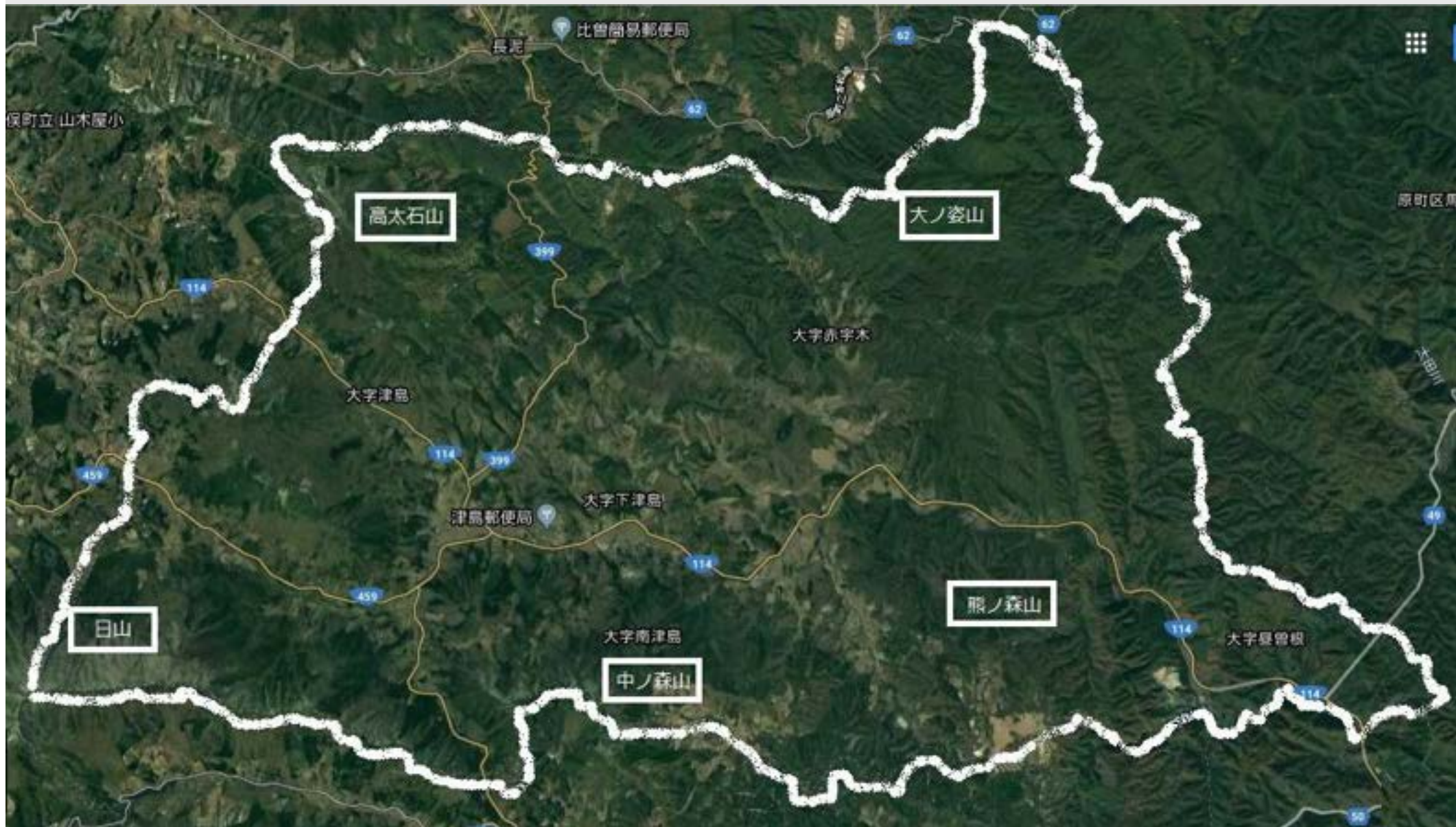
(米国環境保護庁「放射線リスクについてのコミュニケーション」より)



意味のあるコミュニケーション

意味のないコミュニケーション

# 福島<sup>の</sup>森と海

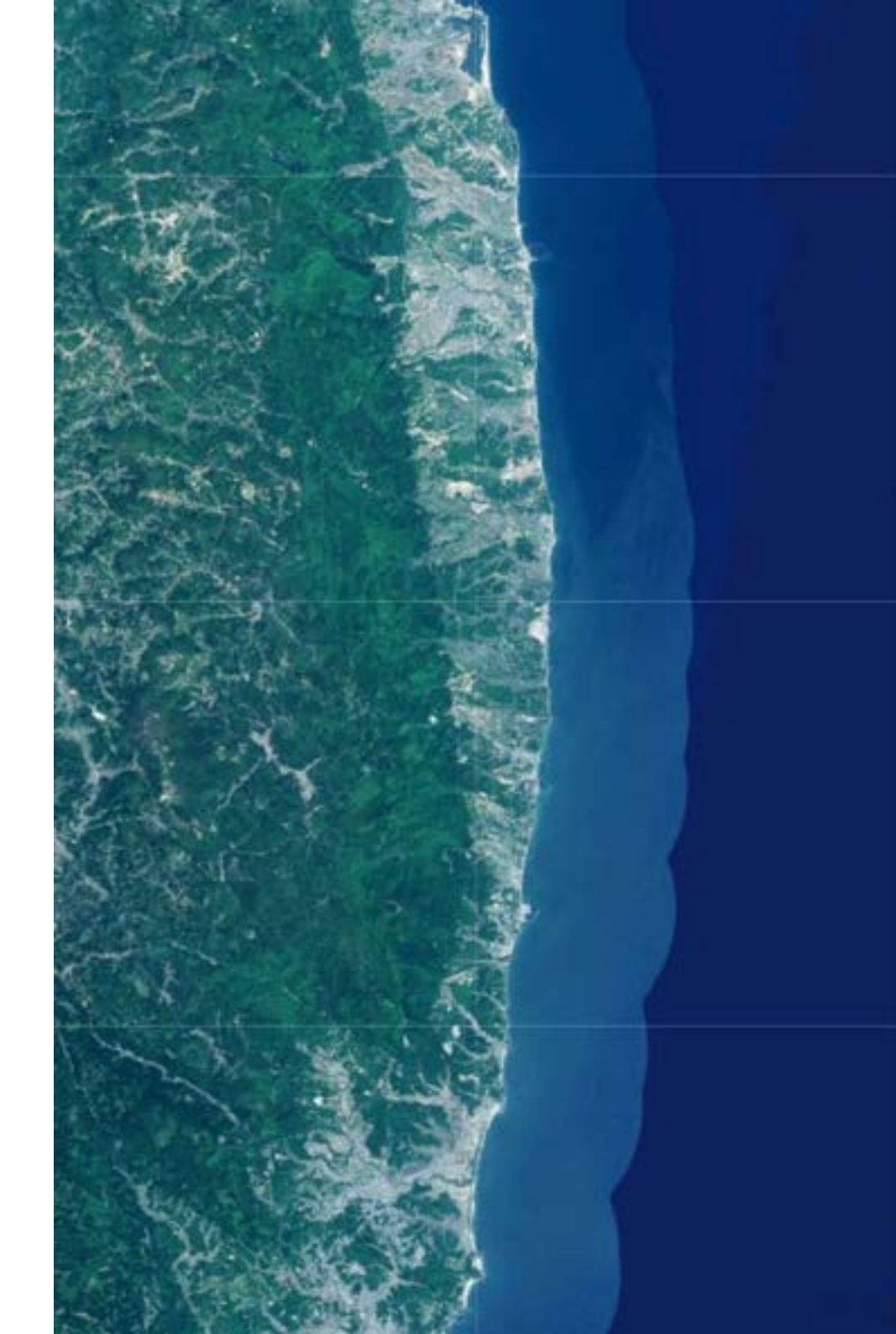
















うつしよに荒ぶる神の  
おりたちぬ  
ふるさとの土はとわに  
浄らか

ふるさとのきのうあし  
たは夢くに  
はるなつあきふゆまた  
めぐりくる

小沢 晴司

ozawas@myu.ac.jp